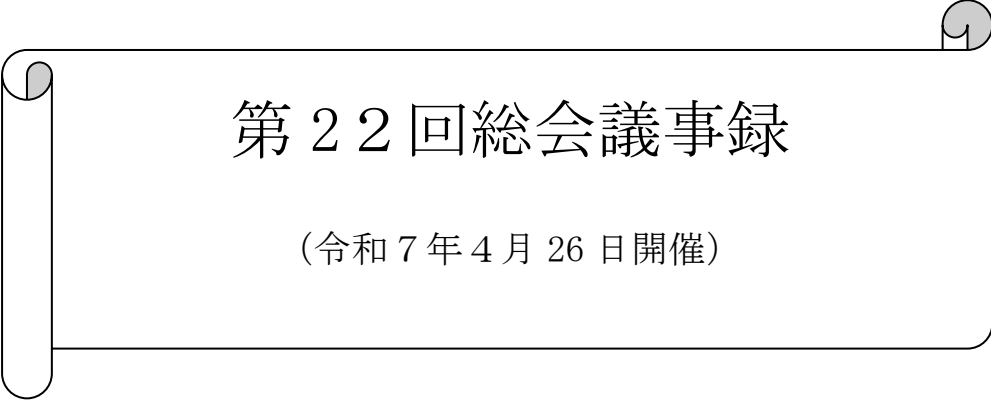


A decorative graphic of a scroll with a dark border and rounded corners. The scroll is partially unrolled, with the top and bottom edges showing a light gray shadow. The text is centered within the scroll.

第 22 回総会議事録

(令和 7 年 4 月 26 日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中心農業委員会 第8期第22回総会 議事録	
日 時	令和7年4月25日（木）午後2時00分～午後4時25分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 議案 第1号議案 横浜市中心農業委員会事務局職員の任免について 第2号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 第10号議案 令和7年度生産緑地地区追加指定仮申出地区の農地等への該当について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について 第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について 第6号 農業委員会が発行した3月分扱い諸証明の確認について 第7号 農地所有適格法人の事業の状況報告について 第8号 農業経営改善計画の認定について 第9号 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の結果について
審議結果	第1号議案 決定 第2号議案 1番 許可 2番 許可 3番 許可 4番 許可

	5 番 許可 第 3 号議案 1 番 許可相当 2 番 許可相当 3 番 許可相当 第 4 号議案 1 番 許可相当 2 番 許可相当 第 5 号議案 1 番 証明交付 2 番 証明交付 3 番 証明交付 4 番 証明交付 5 番 証明交付 第 6 号議案 1 番 証明交付 第 7 号議案 1 番 利用確認 2 番 利用確認 3 番 利用確認 第 8 号議案 1 番 証明交付 2 番 証明交付 3 番 証明交付 第 9 号議案 1 番から 4 番 協力 第 10 号議案 1006 番 該当認定 1005 番 1 該当認定 1005 番 2 該当認定 1002 番 該当認定 1007 番 該当認定 1004 番 該当認定 1003 番 該当認定
議 事	
事務局	(開会 午後 2 時) 事務局から出席状況(出席委員 16 名、欠席委員 3 名)を報告し、法第 27 条第 3 項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。 横浜市中心農業委員会会議規則第 4 条の規定により、角田 昇会長が議長となる。

議長	それでは、ただ今から第 22 回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号 6 番 平本武夫委員、5 番 坂田清一委員にお願いします。 それでは、第 1 号議案「横浜市中心農業委員会事務局職員の任免について」審議します。事務局から説明して下さい。
事務局	横浜市中心農業委員会事務局職員の任免について、令和 7 年 4 月 1 日、及び 14 日横浜市人事異動をもって、横浜市中心農業委員会事務局の兼任者に変更が生じたため、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項及び横浜市中心農業委員会組織規程第 4 条の規定により提案する。
議長	ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございますか。 無いようですので、第 1 号議案について、提案のとおり決定することよろしいでしょうか。
委員	(挙手)
議長	異議ないものと認め、案のとおり決定いたします。
事務局	それでは、ここで解任及び任命の辞令交付を行いたいと思います。令和 4 年度より、全市的なデジタル化推進に伴い紙による辞令交付の一部について見直しを行ったことから、口頭のみでの内示といたします。 それでは、角田会長より口頭にて、発令内容をお伝えいただきます。
議長	(辞令内示)
事務局	以上で、辞令交付を終わります。 最後に、令和 7 年度の事務局の体制についてご説明いたします。お手元の地区担当表をご覧ください。 (地区分担について説明) 事務局としても農業委員会所掌業務に誠心誠意取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上で、事務分担の説明を終わります。
議長	続きまして第 2 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」1 番について事務局から説明願います。

事務局	譲渡人は遠方に住んでおり耕作がしにくいことから、隣接の水田で耕作する譲受人に売買を打診したところ、隣地と一体で耕作、管理ができることから譲受人が了承し、本申請に至りました。 譲受人は所有している緑区十日市場町で水稻を中心に耕作しており、常時従事要件、地域調和要件ともに問題ないと考えられます。 以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	1番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。
齋藤推進委員	地区や農協の役員をやられていた方です。体調を崩していた時期もあったようですが、現在はトラクター等も操作できるまで回復した様子が確認できています。過去に申請地の援農をしていた経緯もあるので問題ありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、1番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は許可と決定します。 続いて、2番について事務局から説明願います。
事務局	譲渡人は高齢のため農業の縮小を検討しており、隣接地を耕作する譲受人に売買を打診したところ、隣地と一体で耕作、管理ができることから譲受人が了承し、本申請に至りました。 譲受人は所有している都筑区川和町で施設栽培を中心に耕作しており、申請地は露地野菜畑としてサツマイモを周年栽培する計画です。常時従事要件、地域調和要件ともに問題ないと考えられます。 なお、譲受人の所有農地の違反について、第5号議案 2番、3番、申請受付済みです。
議長	2番について、地区担当の菅沼委員が欠席のため私が代わりに述べさせていただきます。 周辺地区でも活発に営農されていることで有名な方であり、何ら問題ありません。 2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、2番について第5号議案 2番、3番の証明交付決定を条件に許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、2番は第5号議案 2番、3番の証明交付決定を条件に許可と決定します。 続いて、3番について事務局から説明願います。
事務局	申請者は所有権移転を希望しており、話がまとまったため申請するものです。譲受人と譲渡人はいとこの親族関係にあります。 譲受人は、現在経営農地はないものの、現所有者である譲渡人と共に申請地の耕作を一緒に行っております。農作業については、譲渡人と一緒に耕作をしているため農業技術についても問題ありません。 常時従事者は本人、妻、子の3名です。 周辺との調和要件についても、地域事情も分かっており、引続き同様に耕作予定で問題ないと考えられます。通作距離も農地と同一区にお住まいで問題ありません。 譲受人は今回農地を新規取得することになるため、良好に農地の維持管理が可能か、地区担当委員の荻野委員と農地所在地の地区担当である関口委員にも譲受人と面談していただき農地を取得するにあたり問題ない方であることをご確認ください。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。
議長	3番について、地区担当の荻野推進委員の意見はいかがですか。
荻野推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	続いて、申請地の地区担当の関口推進委員の意見はいかがですか。
関口推進委員	申請者両名が親族関係にありますが、農作業の経験もきちんと積んでいるので問題ありません。常時従事者について、譲受人の配偶者も既に農作業経験があり今後も従事が可能です。また、申請地は既に露地野菜畑として管理されており、譲受人の営農開始にも支障はありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、3番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は許可と決定します。 続いて、4番と5番について事務局から説明願います。

事務局	申請地の3筆について、売買により購入するため今回の申請となりました。 当該地は耕作がされておらず荒地となっていた場所です。申請地隣接地を耕作しているのは今回5番で受付をしている譲受人です。当該地が荒れてしまっていたため4番の譲受人とともに購入することにしました。許可が出た際には、4番の譲受人は露地野菜畑として利用し、5番の譲受人は隣接自己所有地と一体として利用します。 申請地は譲渡人・譲受人世帯で現在耕作しています。また、世帯の所有農地は、所有地・借入地も含めて全て良好に耕作されていることから利用効率要件・常時従事要件について問題はありません。また、地域の調和要件についても、二人ともすでに耕作しており問題はなく、申請地についても、通作路及び露地野菜畑として利用し耕作を行うため、3条許可要件を満たしております。
議長	4番、5番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	両方とも、譲受人本人だけでなく子どもも従事しています。何ら問題ありません。
議長	4番、5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、4番、5番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、4番、5番は許可と決定します。 続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。1番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は父から申請地を相続し耕作をしてきましたが高齢化と持病により通院をしており、農業経営の縮小を考えていたところ、近隣的高速道路の保安を行う企業から借り受けたいと申し出があったため今回の申請に至りました。 借受法人は、申請地から150mほど離れた場所に本社を置き、中日本高速道路株式会社から委託を受け高速道路内の交通規制、保安誘導を行う法人です。借受法人は今まで、横浜町田IC内にある委託元の横浜保全センター内に間借りし、車を置いていましたが違う場所を探して移動するよう要請されています。本社と高速道路入口に近く、今までと同じ規模で駐車できる土地を探したところ申請地が見つかり、申請に至りました。 立地基準は、第3種農地です。横浜町田ICから300m以内に位置します。 敷地内は全面碎石敷とし雨水は自然浸透させます。隣地境界は北・西側は鋼板土留めを新設し、南側は既存のコンクリートブロック土留めとします。 所有農地の違反について、第5号議案1番で申請受付済みです。 以上、農地法第4条の許可相当として、市に進達したいと考えます。

議長	1 番について、地区担当の杉崎委員が欠席のため、野路委員に代理の発言をお願いします。
野路委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1 番について第 5 号議案 1 番の証明交付決定を条件に許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1 番は第 5 号議案 1 番の証明交付決定を条件に許可相当とし市に進達します。 続いて、2 番について、事務局から説明してください。
事務局	本申請による転用用途は駐車場です。申請者は令和 4 年に相続により取得しましたが、会社員として勤務しており、農業を営む後継者もないことから申請地の有効活用を考えていたところ、このたび駐車場として借り受けたいとの申し入れがあったため転用申請されました。 借受法人は東京都目黒区に主たる事務所を構えるとび・建設業を行う事業者です。都筑区南山田町で 555 m²の事業地を賃借していますが、地権者都合で立ち退きすることになりました。同じ町内にある既存の資材置場と新たに東山田町で 158 m²を賃借し、分散して事業を続けていました。以前より賃借面積が小さいことから作業スペースや資材を高く置きなど、事故を誘発させる危険があることから、新たな賃借地を探していたとのことです。 立地基準は第 2 種農地です。申請地は市街化区域から 500m 以内にあり、周辺の集団農地は 10ha 未満です。申請地は借受法人が探している既存資材置場から 1 km 以内であり、面積 300 m²程度の平場の整形地で、4 トントラックが出入り可能な住宅地に囲まれていない条件に合う唯一の土地です。第 2 種農地の転用要件である非代替性を満たしていると考えられます。 敷地内は転圧の上、砕石敷きとし雨水は自然浸透させます。 出入口部分以外の境界沿いには、10～50 cm の鋼板土留めを新設、隣接地への碎石の流失を防ぎます。出入口部分は、緩やかなスロープとします。 所有農地に違反はありません。 車両出入口部分のスロープによる雨水処理について都筑土木事務所と協議済みです。 以上、農地法第 4 条の許可相当として、市に進達したいと考えます。
議長	2 番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正 推進委員	農地に隣接している箇所ですが、申請者は会社員で兼業し営農することも困難と聞いています。特に問題は無いと考えます。
議長	2 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、2 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、3 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢により農業経営の縮小を考えていたところ、近隣のレンタカー事業を運営する法人から借り受けたいと申し出があったため今回の申請に至りました。 借受法人は神奈川県内でレンタカー事業、自動車整備業などを営んでいます。仲町台エリアでは特に整備依頼の件数が急増しており、月に 15 台から 20 台ほど断っている状況です。仲町台の整備工場から車で 5 分から 10 分程度の圏内で、整備待ちの普通乗用車を 20 台駐車できる場所を探したところ申請地が見つかり、申請に至りました。申請地は整備工場から車で 5 分の距離があり、比較的平坦な地形で交通利便性もよく、乗用車を 20 台分駐車できるだけの面積があります。契約できる見込みのある場所は、申請地しかありませんでした。 立地基準は、第 2 種農地です。市街化区域 500m 以内に存する農地で、10ha 以上の集団農地に含まれません。 敷地内は碎石敷とし雨水は自然浸透させます。道路擁壁は撤去し、出入口はコンクリート舗装とし、道路側から水勾配を設けて雨水を場内処理します。隣地境界は北・東・南側に鋼板土留めを新設します。 申請者の所有農地に違反はありません。 以上、農地法第 4 条の許可相当として、市に進達したいと考えます。
議長	3 番について、地区担当が私のためこのまま意見を述べます。申請地には大型の植木が植え付けられていましたが、撤去し伐根することです。何ら問題ありません。 3 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定に

事務局	について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。 借受法人は都筑区東山田町に主たる事務所を構える不動産業を行う事業者です。現在、港北区高田西の 2 箇所でマンション開発に伴う駐車場の閉鎖が予定されていることから駐車場の移転先が不足しています。本来であれば 80 台分が駐車できる広さで、平坦な開口部の広く管理がしやすい土地を探していたところ、既存駐車場からも近隣地で 20 台分を駐車できる土地が見つかったとのことです。 立地基準は第 3 種農地です。申請地から 300m 以内にグリーンライン東山田駅があります。 敷地内は全面碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側は新設コンクリートブロック 2 段と既存の土留めを活かします。東側は新設コンクリートブロック 2 段を設置します。南西側は、車両の出入口とするため、既存コンクリートブロックは撤去します。 出入口部分の土砂流出対策については都筑土木事務所に協議済みです。土砂 28m³を搬出することについて、指導対象でない旨を建築局宅地指導課に確認済みです。 以上、農地法第 5 条の許可相当として、市に進達したいと考えます。
議長	1 番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	事務局からの説明のとおり、接道条件も良く出入りに支障のない場所です。何ら問題はありません。
議長	1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
	無いようですので、1 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1 番は許可相当とし市に進達します。
	続いて、2 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は現在、賃貸住宅に居住しています。将来、両親と祖母の介護に加え子育てに備えて分家住宅を建築するための転用です。申請地は、介護や子育て等を考慮した結果、他に適地がないため選定されました。
	立地基準は第 3 種農地です。申請地から 500m 以内に中川八幡山公園と荏田東たけのこ公園があり、前面道路に上・下水道管があります。
	被害防除については、敷地内の雨水と汚水は前面道路の公共下水に接続し処理します。出入口部分を除く境界沿いには新設コンクリートブロック 1 段を設置します。
	出入口部分はアスファルト舗装とし、建物以外の敷地は、土のままとします。
	建築物の新築許可申請について、建築局調整区域課にて受付済みです。前面道路の歩道切り下げとフェンス撤去については都筑土木事務所と協議済みです。
	以上、農地法第 5 条の許可相当として、市に進達したいと考えます。

議長	2 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	事務局の説明のとおり、問題ないと思います。
議長	2 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 5 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。1 番から 5 番までについて、事務局から説明してください。
事務局	1 番について、立地基準は第 3 種農地です。電波塔用地として 17 年間使用されていることを航空写真で確認しました。 2 番について、立地基準は第 3 種農地です。駐車場として 17 年間使用されていることを航空写真で確認しました。 3 番について、立地基準は第 3 種農地です。資材置場として 17 年間使用されていることを航空写真で確認しました。 4 番について、立地基準は第 3 種農地です。通路として 10 年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。 5 番について、立地基準は第 2 種農地です。35 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。 以上で説明を終わります。
議長	1 番から 5 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番から 5 番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、1 番から 5 番につきまして証明交付とします。1 番の証明交付により第 3 号議案 1 番を許可相当とします。2 番、3 番の証明交付により第 2 号議案 2 番を許可とします。 続いて、第 6 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の齋藤推進委員と対象者で現地立会いを行いました。

	対象の農地は露地野菜、水稻を中心に適正に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認しております。なお、十日市場町 39-2 の農業用倉庫 1 棟合計 97 m²とトイレ 0.96 m²、西八朔町 183-3 のトイレ 0.96 m²を適用除外しています。 以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。
議長	1 番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。
齋藤推進委員	借入地が多数ある印象の方ですが、相続発生により一部返却したと聞いています。現在、実作業は対象者の配偶者が一人でやっている状況です。作業計画を立てること、地域調和を念頭に置くこと、困ったことがあれば農政事務所に相談すること、等の助言をしました。作業者は農作業の経験が浅いので、自分が自宅近くということもあるので様子はこまめに見ていこうと思っています。 なお、作業車や機械は被相続人が使用していたものもあり、作業効率は一人でも問題ないと思われます。
議長	1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、1 番は証明交付とします。 続いて、第 7 号議案、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。1 番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当の小島委員と対象者とで現地立会いを行いました。対象の農地は、果樹畑や水田として適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	1 番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	ナシと水田をやっている方です。特に、ナシはこの時期毎日管理しているようです。問題無いと考えます。
議長	1 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。続いて、2番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の村岡推進委員と対象者とで現地立会いを行いました。 対象の農地は花きの施設栽培として適正に管理されていることを確認しております。なお、大熊町 851 の農業用倉庫 1 棟 51.52 m²を適用除外しています。以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして農地として適正に管理されている旨報告したいと考えております。
議長	2番について、地区担当の村岡推進委員の意見はいかがですか。
村岡推進委員	きちんと農業経営をされている方であり、問題ないと思います。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、3番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、地区担当委員の金子晴男推進委員と対象者とで現地立会いを行いました。対象の農地は、果樹や露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	3番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。
金子晴男推進委員	果樹の剪定等、適切に管理されていることが確認できました。何ら問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は適正に管理されているとして緑税務署に報告します。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明についての証明について」審議します。1番について事務局から説明してください。
事務局	令和7年2月26に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	1番について、地区担当の加藤保委員の意見はいかがですか。
加藤保委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、1番は証明交付と決定します。 続いて、2番について事務局から説明してください。
事務局	令和7年1月25に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	2番について、地区担当の岡本委員の意見はいかがですか。
岡本委員	ウメが植えられている場所です。問題ありません。
議長	2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、2番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長	賛成多数と認め、2番は証明交付と決定します。 続いて、3番について事務局から説明してください。
事務局	証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和7年3月26日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。
議長	3番について、地区担当の飯田委員が欠席のため、河原推進委員に代理の発言をお願いします。
河原推進委員	私自身も知っている方で、一昨年まできちんと耕作されている方でした。事務局の説明どおり問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は証明交付と決定します。 続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。1番から4番について事務局から説明してください。
事務局	1番から4番について、買取希望がある場合は、5月7日(水)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	1番から4番について、あっせんに協力します。 続いて、第10号議案「令和7年度生産緑地地区追加指定仮申出地区の農地等への該当について」審議します。事務局から説明してください。
事務局	議案書20ページは、仮申出地区の一覧表となっており、21ページ以降の地図は一覧表の順になっています。今回はこれらの仮申出地区の農地性の有無を御審議いただきます。1006番について地図は21ページをご覧ください。 1006番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化(00010の拡大)です。現地はいずれも露地野菜畑および果樹畑として利用されています。 本案件は地区担当の金井委員に確認いただいています。
議長	1006番について、地区担当の金井委員の意見はいかがですか。

金井委員	事務局の説明通り、何ら問題ありません。
議長	1006 番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1006 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1006 番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1005 番 1、1005 番 2 について事務局から説明してください。
事務局	1005-1 番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化(80228 の拡大)です。現地は露地野菜畑および果樹畑として利用されています。 1005-2 番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化(80229 の拡大)です。現地は果樹畑として利用されています。 本案件は地区担当の川田推進委員に確認いただいています。
議長	1005 番 1、1005 番 2 について、地区担当の川田推進委員の意見はいかがですか。
川田推進委員	申請者が既存生産緑地の指定状況を見直していたところ、申請漏れだったことに気付いた箇所とのことです。果樹をきれいに耕作されており問題ありません。
議長	1005 番 1、1005 番 2 について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1005 番 1、1005 番 2 については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1005 番 1、1005 番 2 は農地等に該当すると認定します。 続いて、1002 番、1007 番について事務局から説明してください。
事務局	1002 番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化(81376 の拡大)です。現地は露地野菜畑として利用されています。 1007 番の指定基準は、既存生産緑地の一体化・整形化(81307 の拡大)です。現地は果樹畑および植木畑として利用されています。 本案件は地区担当の齋藤推進委員に確認いただいています。
議長	1002 番、1007 番について、地区担当の齋藤推進委員の意見はいかがですか。
齋藤推進委員	1002 番について、自宅の裏できちんと植え付けをされている箇所です。自家消費用の収量ですが、問題ありません。 1007 番について、急傾斜地ですが、手作業で果樹の植え付けをしていることが確認できており問題ありません。

議長	1002 番、1007 番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1002 番、1007 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1002 番、1007 番 は農地等に該当すると認定します。 続いて、1004 番について事務局から説明してください。
事務局	1004 番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。 本案件は地区担当の関戸委員に確認いただいています。
議長	1004 番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	写真奥に映っているのは農業用倉庫です。建物を跡地を畑にしたと聞いています。 他の所有農地もきれいに管理されている方で問題ありません。
議長	1004 番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1004 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1004 番は農地等に該当すると認定します。 続いて、1003 番について事務局から説明してください。
事務局	1003 番の指定基準は、緑地機能の補完（良好な景観形成）です。現地は露地野菜畑として利用されています。 本案件は地区担当の中山推進委員に確認いただいています。
議長	1003 番について、地区担当の中山推進委員が欠席のため、根本推進委員に代理の発言をお願いします。
根本推進委員	事務局の説明どおり、問題ありません。
議長	1003 番について、他の委員の意見はありますか。 他の委員の意見が無いようですので、1003 番については農地等に該当すると認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	挙手多数と認め、1003 番は農地等に該当すると認定します。

	議事については終了しましたので、報告事項第1号から第9号について、野路委員お願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について、事務局から説明してください。
事務局	(報告事項第1号から第8号まで一括で報告)
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。 続いて、報告事項第9号「令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の結果について」事務局から説明してください。
事務局	農地法30条に基づき、毎年行っている農地パトロール(利用状況調査)について、令和6年度の結果を報告いたします。 実施概要は資料のとおりです。 利用状況調査結果について、利用意向調査対象農地(1、2号農地)は5筆、2,439㎡、所有者3人。違反転用農地は187筆、10万2374㎡、所有者137人。管理不十分農地(1、2号農地以外の荒地や農外利用)は187筆、11万7020㎡、所有者136人となっております。 利用意向調査結果について、それぞれの通知に対する返送状況が記載されています。利用意向調査対象農地は2筆自作希望との回答がありました。その他の1筆については、直近で相続発生し、現在相続手続きの最中との回答がありました。違反転用農地は、回答数54筆、返戻数3筆、無回答130筆でした。管理不十分農地は、回答数79筆、返戻数23筆、無回答85筆でした。 報告は以上です。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第9号を了承とします。 これをもちまして、第22回総会を終了します。 (午後4時00分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和7年4月25日開催 第22回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	角 田 昇	会長	出席	議長
2	野 路 幸 子	会長職務代理者	出席	
3	飯 田 清		欠席	
4	加 藤 義 晴		出席	
5	小 島 重 信		出席	
6	平 本 武 夫		出席	議事録署名人
7	坂 田 清 一		出席	議事録署名人
8	白 井 秀 幸		出席	
9	阿 部 敏		出席	
10	金 井 健		出席	
11	小 池 誠一郎		出席	
12	岡 本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		欠席	
14	杉 崎 精 一		欠席	
15	関 戸 裕 一	連合会理事	出席	
16	小川名 重 典	連合会理事	出席	
17	加 藤 保		出席	
18	石 井 芳 明		出席	
19	守 谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏 名	役 職 名	出欠状況	備 考
1	飯 舘 啓 吾		出席	
2	荻 野 清	連合会理事	出席	
3	金 子 宏 正		出席	
4	川 田 昭 一		出席	
5	鈴 木 昇	連合会理事	出席	
6	関 口 正 徳		出席	
7	中 山 勝		欠席	
8	根 本 栄 治		出席	
9	村 岡 鐘		出席	
10	井 上 太 市		出席	
11	内 田 英 一	連合会理事	出席	
12	大 矢 勝		出席	
13	金 子 晴 男		出席	
14	河 原 俊 一	連合会監事	出席	
15	小 原 甲 史		欠席	
16	齋 藤 春 美		出席	
17	佐 藤 孝 春		出席	
18	新 川 和 生		出席	
19	森 正 明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし